

「(仮称)丸森町復旧・復興計画(中間案)」に対するパブリックコメントの結果と、御意見等に対する丸森町の考え方

令和2年5月27日 復興推進室

| No | 項目 | 御意見等の内容 | 丸森町の考え方 | 記載箇所 | 章 | 項 | 目 |
|----|------|---|--|------------------|-------------------|---|---|
| 1 | 計画全般 | ○取組について、5年間の長期計画となっているが、初期・中期・最終等の3段階表示にすることはできないか。また、優先順位を明確化できないか。 | ○本町においては、住宅被害をはじめ公共土木施設等に甚大な被害が発生していることから、復興を達成するまでの期間を概ね5年としました。 ○さらに、この期間を2期に区分し、生活基盤とインフラを復旧させる「復旧期」として3年間(令和2年度～令和4年度)、災害を乗り越え、本町が目指す将来像を達成するための取組を加速させる「復興期」として3年間(令和4年度～令和6年度)を設定し、事業の優先度を見定めつつ、スピード感を持って取組を推進します。 ○本計画に掲げた復旧・復興の取組については、個々の事業をさらに具体化する「実施計画」や行政評価において、実施年度、事業内容、事業費、財源及び進捗管理ができる指標を示していくこととしております。 | P3 P4 | 第1章 第1章 | 3.計画の期間 5.進行管理 | |
| 2 | 計画全般 | ○基本計画の中で各論に触れると収拾がつかなくなるので、このような総論について賛成する。 | ○本計画に掲げた復旧・復興の取組については、個々の事業をさらに具体化する「実施計画」や行政評価において、実施年度、事業内容、事業費、財源及び進捗管理ができる指標を示していくこととしております。 | P4 | 第1章 | 5.進行管理 | |
| 3 | 計画全般 | ○計画全体を通して今回の豪雨災害をどのように受け止め、どこに肝を据えるのかが響いてこないと思う。 | ○本計画策定の背景には、台風第19号がもたらした甚大な被害が町政史上最悪の出来事であると捉え、同年12月に策定した「丸森町復旧・復興基本方針」では、本町が復旧・復興を果たしていく上での基本理念として、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域づくりを行うという考え方である「より良い復興」や、多様な主体が参画し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す、「持続可能な開発目標(SDGs/エスディーゼーズ)」の精神に基づき復興を目指すことを盛り込んでおります。 ○本計画は、この「基本方針」で掲げた基本理念を基に、町民の皆様の日も早い生活再建および被害を受けた道路、河川などの社会基盤等の早期復旧や地域産業の再生、そして、町全体としての持続的な発展に向け、国や県、民間からの協力を得ながら、復旧・復興に向けた具体の取組、期間及びその手段を示すとともに、実施主体を明示することにより、町民の意向に寄り添った復興への道筋を確かなものとするため策定するものです。 | P1 | 第1章 | 1.計画策定の背景 | |
| 4 | 計画全般 | ○被害状況については、物理的・直接的な被害にとどまらず、避難等により健康を損ね、家族関係が不安定になり、それまで、助け合い支え合ってきたコミュニティの機能が弱体化すること及び農業の共同作業や産業の雇用関係に悪影響を及ぼすことにより、暮らしと生業を成り立たせてきた関係が破壊されるなどの困難が生じていることを、調査分析してその実態を記述し、町民の共通理解を築くような計画にすべきと考える。 | ○本計画は、郷土愛を育み地域が輝くまちづくりを推進する「第五次丸森町総合計画」を基本とし、町民や行政とが協働し、対話や交流を重ね、相互の理解と共感を大切にしなが、住民自治組織などの関係機関等とも連携して本町が掲げる復旧・復興計画のビジョンの実現を目指すこととしております。 ○また、頂戴した御意見は、第5章の『復旧・復興の基本施策』に記載の「1.安らぎのある暮らしの再建」の取組のうち、地域コミュニティの活性化等を具体的に進めていく際の参考とさせていただきます。 | P2 P16 P17 | 第1章 第4章 第5章 | 2.計画の位置づけ 1.復興ビジョン 1.安らぎのある暮らしの再建 | |

| No | 項目 | 御意見等の内容 | 丸森町の考え方 | 記載箇所 | 章 | 項 | 目 |
|----|---------|--|--|------------------------|--------------------------|--|-----------------------|
| 5 | 計画全般 | <p>○災害を低減するには急激な森林伐採をせず環境に配慮することが必要である。また、環境に配慮することは農林業に限ったことではなく暮らし・子育て・教育・商業・観光すべてにかかわることだと考える。</p> <p>○良い自然環境があることが、人の知恵による豊かな暮らしの前提となるので、持続可能な計画の策定を願う。</p> | <p>○令和元年12月に策定した「丸森町復旧・復興基本方針」では、基本理念として、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域づくりを行うという考え方である「より良い復興」の考え方のほか、多様な主体が参画し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す、「持続可能な開発目標(SDGs/エスディージーズ)」の精神に基づき復興を目指すことを盛り込んでおります。</p> <p>○今回の台風災害では、町内の多くの箇所で山地災害が発生し、土石流による甚大な被害が生じていることから、国や県の支援を受けながら、2次被害を防ぐための対策及び本格復旧に取り組むほか、今後起こりうる災害に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、無秩序な林地開発の抑制や伐採後の山林の適正な管理を促し、森林資源の活用と多面的機能の充実に向けた取組を進めます。</p> | P1 P30 | 第1章 第5章 | 1.計画策定の背景 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (7) 治山による安全・安心の確保 |
| 6 | 計画策定の背景 | <p>○河川や道路に関わるインフラのダメージが大きいため、インフラの復旧・復興がポイントとなり、従来の縦割りで復興を推進するといった考えが前面に出ているように見え、結果として被災の実態とは全くかけ離れた、経済主義の創造的復興というキーワード、考え方が打ち出され、これまでの丸森の歴史文化や各地区のまちづくりセンター、住民自治組織が取り組んできた丸森らしさの追求(原発事故をも乗り越えていこうとしている気概も含めて)が消えていると考える。</p> <p>○河川や道路の復興(あくまで手段)の事業主体が県なので、自ずから県当局を意識して創造的復興というキーワード、考え方が打ち出されているものと思われるが、この事を前面に打ち出した地域の災害後の事態は、いずれも地域の弱点(生業の疲弊と高齢化)が顕わになり、人口流出が一気に進むと考える。</p> <p>○住民意向調査の結果には、今何が重要なかが明確に示され、「台風以前と同じ住まい」に住みたい被災者が圧倒的であり、まずはこの事としっかり向き合うことが大前提であって、日常とコミュニティ、生業(これらが一体となった集落)の回復すべきで決して創造的復興ではないと考える。</p> <p>○ハード優先の創造的復興を基本にすれば、必ず地区は消失すると考える。</p> | <p>○本計画では災害からの復興を図っていく中で、災害はまた発生するという認識のもと、次の災害発生に備えて、ハード施策とソフト施策のバランスを取りながら、さらなる防災・減災の取組を推進し、災害に対してより強く、しなやかな町の姿を目指します。</p> <p>○今回の台風は、町民の財産に多くの被害を発生させただけではなく、今後、新たな被害や課題を生じさせるリスクも秘めていることから、本計画で実施する取組では、「持続可能な開発目標(SDGs/エスディージーズ)」の精神に基づき、すべての町民が復興に向けて行動することにより、誰一人取り残さない、将来にわたり安らぎのある暮らしができる町の姿を目指します。</p> <p>○安全・安心な丸森町を次代につないでいくためには、これからの町のあり方を町民と行政、関係機関が垣根を越えて考え、行動していくことが大切です。将来にわたり安らぎのある暮らしができる町を実現するため、みんなが一丸となってふるさと丸森の再生を目指します。</p> | P1 P3 P16 P16 | 第1章 第1章 第4章 第4章 | 1.計画策定の背景 4.復興の主体 1.復興ビジョン 2.基本理念 | |
| 7 | 計画の位置づけ | <p>○これまでの丸森町のまちづくりは、様々な社会・経済条件、立地条件面での困難性を有しつつも、中山間地の自然と歴史、それと一体となった暮らしという資源を最大限生かす取り組みを進めているが、この延長(既存計画)だけでは突破できないと考える。</p> <p>○山村文化を守り抜くということは、地球規模及び全国的課題であることを明確にする必要があると考える。</p> <p>○丸森町の歴史自体が阿武隈川の氾濫、洪水、その他の災害との戦い(近世の住所屋敷替、町場替が有名。そして災害の続発と一揆)であり、今こそ山村文化消滅を許さないという意気込みを改めて明確にすることが最も重要であると考えます。</p> | <p>○本計画は、郷土愛を育み地域が輝くまちづくりを推進する「第五次丸森町総合計画」を基本とし、町民や行政とが協働し、対話や交流を重ね、相互の理解と共感を大切にしながら、住民自治組織などの関係機関等とも連携して本町が掲げる復旧・復興計画のビジョンの実現を目指すこととしております。</p> <p>○また、本町の目指す復興の姿は、山と川に囲まれたこの地で自然との調和を図った復興を果たし、次代につないでいくことです。</p> <p>○頂戴した御意見は、第5章の『復旧・復興の基本施策』に記載の「1.安らぎのある暮らしの再建」の取組として、地域文化の振興を進めていく際の参考とさせていただきます。</p> | P2 P3 P16 P17 | 第1章 第1章 第4章 第5章 | 2.計画の位置づけ 4.復興の主体 1.復興ビジョン 1.安らぎのある暮らしの再建 | (8) 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実 |
| 8 | 計画の期間 | <p>○計画展開も中心部、河川氾濫地区、山間地区で異なると考えられ、それぞれの段階的な展開(計画の進化)を描くべきと考える。</p> | <p>○本計画に掲げた復旧・復興の取組については、個々の事業をさらに具体化する「実施計画」や行政評価において、実施年度、事業内容、事業費、財源及び進捗管理ができる指標を示していくこととしております。</p> | P4 | 第1章 | 5.進行管理 | |

| No | 項目 | 御意見等の内容 | 丸森町の考え方 | 記載箇所 | 章 | 項 | 目 |
|----|-----------------|---|--|------------------------|--------------------------|--|---|
| 9 | 復興主体・進行管理 | ○復興計画を推進するうえで、住民の参画体制をどう作るかということが極めて重要と考える。住民参加の質・両とも充実した「実施計画」とすることを要望したい。 | ○本計画は、郷土愛を育み地域が輝くまちづくりを推進する「第五次丸森町総合計画」を基本とし、町民や行政とが協働し、対話や交流を重ね、相互の理解と共感を大切にしながら、住民自治組織などの関係機関等とも連携して本町が掲げる復旧・復興計画のビジョンの実現を目指すこととしております。 ○復興の主体及び担い手は町民一人ひとりと考え、町民と行政とが協働し、対話や交流を重ね、相互の理解と共感を大切にしながら、本町が掲げる復旧・復興計画のビジョンの実現を目指します。 ○また、本計画において取り組む施策や事業については、PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、庁内に設置する「丸森町復興推進本部」においてその進捗を管理し、現行の行政評価の仕組みを活用しながら、引き続き町民の皆様や「丸森町復興推進委員会」からの意見を踏まえ検証を行う体制を構築するとともに、本計画に掲げた復旧・復興の取組については、個々の事業をさらに具体化する「実施計画」や行政評価において、実施年度、事業内容、事業費、財源及び進捗管理ができる指標を示し、町民の皆様の理解を得てまいります。 | P2 P3 P4 P16 | 第1章 第1章 第1章 第4章 | 2.計画の位置づけ 4.復興の主体 5.進行管理 1.復興ビジョン | |
| 10 | 復興主体・進行管理 | ○各地区のまちづくりセンターと住民自治組織の活動をしっかり位置けることが不可欠と考える。 | ○本計画は、郷土愛を育み地域が輝くまちづくりを推進する「第五次丸森町総合計画」を基本とし、町民や行政とが協働し、対話や交流を重ね、相互の理解と共感を大切にしながら、住民自治組織などの関係機関等とも連携して本町が掲げる復旧・復興計画のビジョンの実現を目指すこととしております。 ○基本理念の「みんな一丸！協働によるふるさと再生」に記載されており、安全・安心な丸森町を次代につないでいくためには、これからの町のあり方を町民と行政、関係機関が垣根を越えて考え、行動していくことが大切です。将来にわたり安らぎのある暮らしができる町を実現するため、みんなが一丸となってふるさと丸森の再生を目指してまいります。 | P2 P3 P16 P16 | 第1章 第1章 第4章 第4章 | 2.計画の位置づけ 4.復興の主体 1.復興ビジョン 2.基本理念 | |
| 11 | 復旧・復興のビジョンと基本理念 | ○丸森らしさ(農山村文化のある暮らし)を取り戻すための被災前の日常と集落の復興(生活支援、住宅・集落再建の一体的推進)及び、かけがえのない山村文化の保全と発信が今回の復興の意義であり、そのための役割の明確化が必要と考える。 ○今回の復興の意義は以下の3点に集約されると考える。 ①これからも繰り返される豪雨等への備えも含めた科学的な復興であること(地球規模の気候変動に対する考えも加える) ②文化遺産としての田園、里、集落、山村の復興であること(筆甫などの取組(原発事故からの復興も含む)の先進性に誇りをもって頑張ること) ③復興・まちづくりと向き合えるまちづくりセンター、住民自治組織の強化を図ること | ○本計画は、郷土愛を育み地域が輝くまちづくりを推進する「第五次丸森町総合計画」を基本とし、町民や行政とが協働し、対話や交流を重ね、相互の理解と共感を大切にしながら、住民自治組織などの関係機関等とも連携して本町が掲げる復旧・復興計画のビジョンの実現を目指すこととしております。 ○本町の目指す復興の姿は、山と川に囲まれたこの地で自然との調和を図った復興を果たし、次代につないでいくことです。 ○そのため復興に向けたビジョンを『共に立ち上がろう 次代につなぐ新たな丸森(まち)づくり』とし、一日も早い復旧・復興と、将来にわたり安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。 ○また、基本理念に記載するように、科学的な知見を取り入れながら、災害からの復興を図っていく中で、災害はまた発生するという認識のもと、次の災害発生に備えて、ハード施策とソフト施策のバランスを取りながら、さらなる防災・減災の取組を推進し、災害に対してより強く、しなやかな町の姿を目指します。 | P2 P3 P16 P16 | 第1章 第1章 第4章 第4章 | 2.計画の位置づけ 4.復興の主体 1.復興ビジョン 2.基本理念 | |

| No | 項目 | 御意見等の内容 | 丸森町の考え方 | 記載箇所 | 章 | 項 | 目 |
|----|-----------------------------|--|---|-----------------|-------------------|----------------------------------|----------------|
| 12 | 復旧・復興のビジョンと基本理念 | ○「地域の個性を活かした協働のまちづくり」の視点に立ち戻り、地域の協働の力を励まし、それに依拠して、山と里の豊かな暮らしを取り戻す復興計画に作り直してほしい。 | ○本計画は、郷土愛を育み地域が輝くまちづくりを推進する「第五次丸森町総合計画」を基本とし、町民や行政とが協働し、対話や交流を重ね、相互の理解と共感を大切にしながら、住民自治組織などの関係機関等とも連携して本町が掲げる復旧・復興計画のビジョンの実現を目指すこととしております。 ○また、本町の目指す復興の姿は、山と川に囲まれたこの地で自然との調和を図った復興を果たし、次代につないでいくことです。 ○そのため復興に向けたビジョンを『共に立ち上がる次代につなぐ新たな丸森(まち)づくり』とし、一日も早い復旧・復興と、将来にわたり安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。 | P2 P3 P16 | 第1章 第1章 第4章 | 2.計画の位置づけ 4.復興の主体 1.復興ビジョン | |
| 13 | 復旧・復興の基本施策 復旧・復興重点プロジェクト | ○中間案の5章、6章とも縦割り施策で、特に重点プロジェクトの位置づけが不明確になっている。通常の計画でも重点プロジェクトというのは、より先導的な役割(リーディングプロジェクト)を有し、施策横断的あるいは連携を図っていく内容にするべきと考える。 ○とりわけ理念実現に向け、確実にかつ強力に進めなければならないのが以下の2つのプロジェクト(最重要)ではないかと考える。 →下記【重点プロジェクトの提案】へ続く | ○本計画に掲げる第5章及び第6章の施策については、丸森町復興推進本部にて総合的な企画調整等を行い、庁内連携を図りながら横断的に施策を展開しております。 | P4 P39 | 第1章 第6章 | 5.進行管理 復旧・復興重点プロジェクト | |
| 14 | 復旧・復興重点プロジェクト | 【重点プロジェクトの提案①】 ○生活再建支援制度(国)と独自再建支援制度(町支援充実、県支援(要請。独自支援のない都道府県は少ない)、生活支援制度(確立;県・町。以下参照)の連携プロジェクト ■住宅再建支援の充実;国制度の拡充も必要であるが、特に半壊以下の支援(補修以外)がない。今回の被災実態は、半壊が50%、一部損壊も多い。放置すれば在宅被災者問題が顕在化し、地区・集落の人口流出に拍車がかかる。 ■生活支援制度;訪問調査⇒生活復興プランの作成⇒生活復興チームの派遣 ⇒この過程で各種支援制度改善・創設、追加支援の検討 | ○町民一人ひとりが、一日も早く被災前の日常生活を取り戻せるよう、生活環境の確保や心と身体のケアなどのきめ細かな支援のほか、住宅の移転・再建を含めた安全・安心な住まいのあり方を検討するなど、安らぎのある暮らしの再建に向けた取組を進めます。 ○また、第5章の『復旧・復興の基本施策』に記載する「1.安らぎのある暮らしの再建」に当たっては、地域支え合いセンター等を通じて把握した被災者の生活再建の意向に沿って施策に取り組んでまいります。 | P17 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (1)被災者の生活環境の確保 |
| 15 | 復旧・復興重点プロジェクト | 【重点プロジェクトの提案②】 ○地区・集落ビジョンの検討(多様な住まいの再建・提供。①と生業復興との連携を図りながら)推進プロジェクト ■住まいの再建プラン(災害公営住宅整備、集団移転などの既存事業を縦割りで処理するとニーズとのミスマッチや空家問題、家賃問題、コミュニティ活動の問題、管理問題が発生する。被災者の生活・住宅再建フェーズ(段階的な生活向上)や「安心して暮らす」ための具体的なニーズ(福祉も含む)の把握、新たなライフスタイルの提案を含む住民主体・参加の地区・集落住宅整備計画(単なる災害公営住宅団地計画ではない)を作成することが不可欠である。 ⇒実態に即した制度適用(災害公営住宅(様々なタイプの検討)、集団移転、自力再建、小規模住宅地区改良事業等の複合化) の検討⇒集落(復興)ビジョンと住宅再建(段階整備も含む)計画を結び付ける ⇒村・集落プラン(復興;二地域居住)と自宅と復興公営住宅(自助・共助・公助)、最後は高齢者施設(村中心部)へ | ○上記(No.14)と同じ | P17 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (1)被災者の生活環境の確保 |
| 16 | 生活支援 | ○被災者生活再建支援金(基礎)の給付期間の延長検討を提案する。 | ○今後の申請状況等を踏まえ、検討の際の参考とさせていただきます。 | P17 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (1)被災者の生活環境の確保 |
| 17 | 生活支援 | ○床上浸水深1m未満は半壊判定となるが、床上浸水となれば住宅内の多くの動産が使用不能となるので、町の補助の拡充及び県や国に対する助成金等の増額を要求することを願う。 | ○家財の損害を受けた方に対しては、災害援護資金の貸付制度の活用などが考えられますが、被災者生活再建支援金の給付対象の拡大について引き続き国や県へ要望してまいります。 | P17 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (1)被災者の生活環境の確保 |

| No | 項目 | 御意見等の内容 | 丸森町の考え方 | 記載箇所 | 章 | 項 | 目 |
|----|--------------|---|---|------|-----|----------------|------------------------|
| 18 | 住民意向の把握・住宅再建 | <p>○住まいの再建意向では「台風以前と同じ住まい」が圧倒的に多いことなどから、被災者は、現地(集落)での日常を早く取り戻したいということに尽きると考える。</p> <p>○この事は、復興の最大のテーマであることの証であると同時に、住まいの再建のあり方と復興計画の理念と内容に直結すると考える。</p> <p>○また「安心して暮らすことのできる住まいの再建」とは何かが問われていると考える。</p> | <p>○町民一人ひとりが一日も早く被災前の日常生活を取り戻せるよう、住宅の移転・再建に向けた取組のほか、災害公営住宅の整備や町営住宅の再建及び独自の住宅再建支援制度を創設し、住宅再建に向け町民の意向に沿った取組を進めます。</p> | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |

| No | 項目 | 御意見等の内容 | 丸森町の考え方 | 記載箇所 | 章 | 項 | 目 |
|----|--------------|--|--|------------|-----|----------------|--|
| 19 | 住民意向の把握・住宅再建 | ○住宅再建についてまだ迷って決め切れない方が多いと考えられ、こうした被災者に対し、情報提供や個別相談にきめ細かく対応を急ぐべきと考える。 ○町独自の「住宅再建支援制度」の金額だけでは不十分であり、一部損壊まで支援の枠組みを持っている「鳥取県住宅再建支援制度」等も参考に独自支援制度の拡充を図るべきと考える。 ○被災者が住まいの再建を進めるにあたり、町として「災害ケースマネジメント」を導入し、被災者個々のケースに応じた支援体制をつくるべきと考える。 | ○町民一人ひとりが、一日も早く被災前の日常生活を取り戻せるよう、地域支え合いセンターによる相談対応やその意向の的確な把握を行いながら、生活環境の確保や心と身体のケアなどのきめ細かな支援のほか、住宅の移転・再建を含めた安全・安心な住まいのあり方を検討するなど、安らぎのある暮らしの再建に向けた取組を進めます。 | P17 P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (1)被災者の生活環境の確保 (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 20 | 住民意向の把握・住宅再建 | ○住まいの再建の進め方については、個々の被災者の実情に応じ、様々な専門家を活用した個別(オーダーメイド型)の情報提供を提案する。 | ○住まいの再建にあたっては、被災された方を対象とした意向調査を実施するなど、町民の意向に沿った取組を進めているところです。 ○町といたしましては災害公営住宅の整備や町営住宅の再建を進めるほか、独自の住宅再建支援制度を創設し、安らぎのある暮らしの再建に向けた取組を進めます。 | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 21 | 住民意向の把握・住宅再建 | ○町独自の住宅再建支援制度は金額的に十分とは言えないので、オーダーメイド型の情報提供に基づいた個別の意向確認を進め、住宅再建支援制度の拡充を検討することを提案する。 | ○上記(No.20)と同じ | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 22 | 住宅再建 | 被災した方の一番の望みは住まいの再建であり、1日も早く生まれ育った地に再建を願っているため、住宅再建を最優先にして取り組むべきである。また、住宅再建を望む方々へ復旧・復興計画を早く説明すべきであると考えます。 | ○町民一人ひとりが一日も早く被災前の日常生活を取り戻せるよう、地域支え合いセンターによる相談対応やその意向の的確な把握を行いながら、住宅の移転・再建に向けた取組のほか、災害公営住宅の整備や町営住宅の再建及び独自の住宅再建支援制度を創設し、住宅再建に向け町民の意向に沿った取組を進めます。 | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 23 | 住宅再建 | ○住宅再建の方針を決めるには町の復興方針を十分に理解することが必要であるので、コロナウィルスの影響を前提とした情報提供のあり方を早急に検討することを提案する。 | ○住宅再建に関する情報提供のあり方については、復旧・復興事業の進捗状況の周知手法とともに検討してまいります。 | P4 | 第1章 | 5.進行管理 | |
| 24 | 住宅再建 | ○公費解体申請期限の再延長及び自費解体費用償還制度の再開を提案する。 | ○今後の申請状況等を踏まえ、検討の際の参考とさせていただきます。 | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 25 | 集団移転 | ○防災集団移転促進事業については、現地再建を望む者にも災害危険区域の規制が及ぶ等の理由から計画に取り入れられていないが、災害危険区域の指定は、範囲を狭めた指定も可能であると考えます。 | ○防災集団移転促進事業の実施に当たっては、当該事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として指定することが必要となります。 ○この指定により、当該事業区域は将来にわたって私権が制限されることから、災害危険区域の指定は、客観性、公平性を担保する必要があり、河川管理者が設定する浸水想定区域図等から、浸水など災害に対する危険度の情報整理を行ったうえで、その範囲を適切に判断することになります。 | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 26 | 集団移転 | ○防災集団移転促進事業により、近隣の安全な場所へ集落全体を移転することが最良の判断と考えるので、計画の基本施策として位置づけることを改めて検討願いたい。 | ○上記(No.25)と同じ | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |

| No | 項目 | 御意見等の内容 | 丸森町の考え方 | 記載箇所 | 章 | 項 | 目 |
|----|------------------|--|---|-------------------|-----|--------------------------------------|--|
| 27 | 集団移転 | ○防災集団移転促進事業が利用できれば、地域コミュニティーを維持したまま住まいの再建を果たすことが可能な世帯が、同事業を利用できないことから自力再建を断念せざるを得ない事例がある。 ①当該事業による災害危険区域の指定は、まだらに指定した前例もあること。 ②当該事業は時間を要するが、再建の時間軸は住民が選択すべき事柄であり、かつ仮設住宅の供与期限は延長が可能であること。 上記から防災集団移転促進事業による再建の道を確保することを提案する。 | ○防災集団移転促進事業の実施に当たっては、当該事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として指定することが必要となります。 ○この指定により、当該事業区域は将来にわたって私権が制限されることから、災害危険区域の指定は、客観性、公平性を担保する必要があり、河川管理者が設定する浸水想定区域図等から、浸水など災害に対する危険度の情報整理を行ったうえで、その範囲を適切に判断することになります。 ○住宅再建の時期は、災害救助法に規定する応急仮設住宅の供与期間を踏まえながら、それぞれの御判断により決定されるものと考えており、引き続き意向調査等によりその意向の把握を行い、独自の住宅再建支援制度を創設するほか、関係機関と緊密な連携を図り、適切に支援してまいります。 | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 28 | 集団移転 | ○防災集団移転促進事業を希望する住民の意思に基づいた「住民に寄り添った復旧・復興計画」を進めるべきと考える。 | ○上記(No.27)と同じ | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 29 | 町営住宅再建 | ○被災した町営竹谷住宅は防犯及び衛生面から早期解体してほしい。 | ○早期解体に向けて取り組みます。 | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 30 | 災害公営住宅整備・町営住宅再建 | ○災害公営住宅及び町営住宅の再建について、建設候補地は被災した土地であるため、内水対策や土地のかさ上げをどの程度やるか明確化したうえで建設してほしい。 | ○今回の台風災害では、短時間で大量の雨が降ったことにより、ポンプ施設による排水能力が追い付かず、役場周辺において内水氾濫による甚大な被害が生じたことから、国や県との連携により、ポンプ施設の増強のほか、新たに雨水排水直接放流管(阿武隈川放流バイパス)の敷設による雨水排水能力を強化し、役場周辺の内水氾濫による被害抑制の強化に取り組み、その整備状況を踏まえ、今後の災害公営住宅等の建設に向けて検討を進めてまいります。 | P29 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (6)内水氾濫を防ぐための対策強化 |
| 31 | 災害公営住宅整備・町営住宅再建 | ○恒常的な建物は浸水した場所に建てるべきではないと考える。 | ○上記(No.30)と同じ | P29 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (6)内水氾濫を防ぐための対策強化 |
| 32 | 地域コミュニティ活性化・防災体制 | ○地域コミュニティは、自主防災組織の再構築とともに、早期に着手する課題だと思う。 ○高齢化に対応する情報検索手段の検討を行うべきと考える。 | ○第5章の『復旧・復興の基本施策』に記載の「1.安らぎのある暮らしの再建」と、「2.災害に強く魅力あふれるまちの創造」の取組みとして、地域コミュニティの活性化や防災体制の強化及び自助・共助を育む防災教育と人材育成を進めてまいります。頂戴した御意見は今後の取り組みを進める際の参考とさせていただきます。 | P19 P25 P26 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (3)地域コミュニティの活性化 (1)防災体制の強化 (2)自助・共助を育む防災教育と人材の育成 |
| 33 | 避難所 | ○地域にとって安全な場所を選定し、明確な避難場所の指定をすることが喫緊の課題と考える。 | ○第5章の『復旧・復興の基本施策』に記載の「2.災害に強く魅力あふれるまちの創造」の取組みとして、防災体制の強化及び自助・共助を育む防災教育と人材育成を進めてまいります。頂戴した御意見は災害対策本部の運営や避難所の開設・運営等の検討の際の参考とさせていただきます。 | P25 P26 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (1)防災体制の強化 (2)自助・共助を育む防災教育と人材の育成 |
| 34 | 避難所 | ○北丸森駅周辺に防災センター(避難施設)が必要と考えるので、計画に入れてほしい。 | ○第5章の『復旧・復興の基本施策』に記載の「2.災害に強く魅力あふれるまちの創造」の取組として、防災体制の強化を進めてまいります。頂戴した御意見は災害対策本部の運営や避難所の開設・運営等の検討の際の参考とさせていただきます。 | P25 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (1)防災体制の強化 |

| No | 項目 | 御意見等の内容 | 丸森町の考え方 | 記載箇所 | 章 | 項 | 目 |
|----|------------|---|--|------------|------------|------------------------------|--|
| 35 | 防災体制 | ○水害対策として河川への水位計の設置を優先すべきと考える。 | ○第5章の『復旧・復興の基本施策』に記載の「2.災害に強く魅力あふれるまちの創造」の取組みとして、防災体制の強化を進めてまいります。頂戴した御意見は情報収集及び共有手法の構築の際の参考とさせていただきます。 | P25 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (1)防災体制の強化 |
| 36 | 防災教育 | ○自主防災組織を担う団体の組成に関するマニュアルやガイドライン等の作成・指導をお願いしたい。 | ○第5章の『復旧・復興の基本施策』に記載の「2.災害に強く魅力あふれるまちの創造」の取組みとして、防災体制の強化及び自助・共助を育む防災教育と人材育成を進めてまいります。頂戴した御意見は自主防災組織の育成・活性化事業の検討の際の参考とさせていただきます。 | P25 P26 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (1)防災体制の強化 (2)自助・共助を育む防災教育と人材の育成 |
| 37 | 道路の復旧 | ○町道の早期復旧をお願いしたい。 | ○国や県と連携を図りながら、被災した道路の早期復旧に取り組んでまいります。 | P27 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (4)道路・橋梁等の復旧・機能強化 |
| 38 | 河川の復旧・治水対策 | ○河川の復旧工事について、国・県・町のいずれの担当でも令和6年度までに遅延なく完了させるよう、町が全体統制してほしい。また、工事の進捗について地域住民に説明する場を設けてほしい。 | ○河川をはじめ各種の復旧・復興事業の早期完了を図るため、国、県及び町で構成する連絡調整会議を設置し、相互の情報共有や事業調整に加え、各事業の進捗状況に関する情報発信を実施していくこととしております。 ○本計画において取り組む施策や事業については、PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、庁内に設置する「丸森町復興推進本部」においてその進捗を管理し、現行の行政評価の仕組みを活用しながら、引き続き町民の皆様や「丸森町復興推進委員会」からの意見を踏まえ検証を行う体制を構築します。 ○本計画に掲げた復旧・復興の取組については、個々の事業をさらに具体化する「実施計画」や行政評価において、実施年度、事業内容、事業費、財源及び進捗管理ができる指標を示していくこととしております。 | P4 P28 | 第1章 第5章 | 5.進行管理 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (5)河川の復旧・被害を繰り返さないための治水 |
| 39 | 河川の復旧・治水対策 | ○治水対策について令和4年11月11日までに安全に被災地に住宅再建できることを確信できるよう、優先順位を明確にして進めるべきと考える。 | ○町民一人ひとりが1日も早く被災前の日常生活を取り戻せるよう、住宅の移転・再建に向けた取組のほか、災害公営住宅の整備や町営住宅の再建及び独自の住宅再建支援制度を創設し、住宅再建に向け町民の意向に沿った取組を進めます。 | P18 | 第5章 | 1.安らぎのある暮らしの再建 | (2)安心して暮らすことのできる住まいの再建 |
| 40 | 河川の復旧・治水対策 | ○五福谷川上流の治水対策として砂防ダムの建設を進めてほしい。 | ○今回の台風災害では、内川、新川及び五福谷川の3河川において18箇所が決壊したほか、雉子尾川などの越水により町内に甚大な被害が生じたことから、国や県の支援を受けながら早期復旧に取り組むとともに、河道掘削や堤防機能の強化、砂防施設の設置など同様の被害を繰り返さないための治水対策に取り組めます。 | P28 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (5)河川の復旧・被害を繰り返さないための治水 |
| 41 | 内水氾濫対策 | ○役場周辺のみならず、竹谷住宅付近の排水路見直しを課題に入れてほしい。 | ○今回の台風災害では、内川、新川及び五福谷川の3河川において18箇所が決壊したほか、雉子尾川などの越水により町内に甚大な被害が生じたことから、国や県の支援を受けながら早期復旧に取り組むとともに、河道掘削や堤防機能の強化など同様の被害を繰り返さないための治水対策に取り組めます。 ○なお、役場周辺以外(竹谷地区等)の内水氾濫被害が発生した地域の対策についても、検討を進めてまいります。 | P28 P29 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (5)河川の復旧・被害を繰り返さないための治水 (6)内水氾濫を防ぐための対策強化 |
| 42 | 内水氾濫対策 | ○過去の水害を振り返ると役場周辺の安全性には疑問があるので、阿武隈川への直接放流管の整備を踏まえても役場周辺に町営住宅を再建することは過去の教訓を生かしていないと考える。 | ○今回の台風災害では、短時間で大量の雨が降ったことにより、ポンプ施設による排水能力が追い付かず、役場周辺において内水氾濫による甚大な被害が生じたことから、国や県との連携により、ポンプ施設の増強のほか、新たに雨水排水直接放流管(阿武隈川放流バイパス)の敷設による雨水排水能力を強化し、役場周辺の内水氾濫による被害抑制の強化に取り組めます。 | P29 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (6)内水氾濫を防ぐための対策強化 |

| No | 項目 | 御意見等の内容 | 丸森町の考え方 | 記載箇所 | 章 | 項 | 目 |
|----|-----------|---|---|------|-----|--------------------|-------------------|
| 43 | 内水氾濫対策 | ○ポンプ施設の増強とバイパス管の整備だけで大丈夫か不安であるため、ポンプ施設のかさ上げやポンプによる新川への直接放流等、再検討が必要と考える。 | ○上記(No.42)と同じ | P29 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (6)内水氾濫を防ぐための対策強化 |
| 44 | 内水氾濫対策 | ○ポンプ施設の増強と阿武隈川放流バイパス管の整備について、是非計画どおりの進捗を望む。 | ○上記(No.42)と同じ | P29 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (6)内水氾濫を防ぐための対策強化 |
| 45 | 治山対策 | ○治山対策は今般大規模な災害のあった子安地区等を対象に緊急復旧される計画であり、子安地区の土質上、土石流が発生しやすいので優先されるべきだが、他の危険性の高い地区も安心できる治山対策を講じるようお願いする。 | ○第5章『復旧・復興の基本施策』に記載の「災害に強く魅力あふれるまちの創造」の取組として、国や県の支援を受けながら、2次被害を防ぐための対策や早期の本格復旧を目指し、治山対策を進めてまいります。 | P30 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (7)治山による安全・安心の確保 |
| 46 | 森林管理・治山対策 | ○山の持つ保水力を重視した治山・治水対策を願いたい。 ○治山・治水対策におけるドローンの活用を検討してはどうか。 | ○第5章『復旧・復興の基本施策』に記載の「2.災害に強く魅力あふれるまちの創造」の取組みとして、国や県の支援を受けながら、2次被害を防ぐための対策や早期の本格復旧を目指すとともに、今後起こりうる災害に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、無秩序な林地開発の抑制や伐採後の山林の適正な管理を促し、森林資源の活用と多面的機能の充実に向けた取組を進めてまいります。 ○ドローンの活用については、取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。 | P30 | 第5章 | 2.災害に強く魅力あふれるまちの創造 | (7)治山による安全・安心の確保 |